

知っていますか？

**お客さんは随伴用自動車へ
乗ってはいけません！**



代行業者へ要求しない！ 代行業者は要求を受けない！

代行業者が、お客さんを随伴用自動車(代行業者の車)に同乗させることは、法律で禁止されています。

たとえ、わずかな距離でも同乗はできません。

※ 道路運送法第4条、同法第78条等の違反に該当します。

(罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 他)

群馬県警察 国土交通省関東運輸局群馬運輸支局

公益財団法人 運転代行振興機構・一般社団法人 運転代行振興機構群馬

当社は、法令遵守で営業いたしております。